

番号	ご質問内容	回答内容
1	課税免除について、学校単位ではなく複数の学校の生徒が参加するクラブチームが合宿する場合には課税対象外となりますか。	地域展開後の地域クラブ活動に伴う宿泊についても、宿泊税の <b>課税免除の対象とする方向で検討</b> しております。詳細が確定次第、改めてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。 (県及び町の規則改正が必要なため、5月下旬頃を予定しています)
2	システム改修補助金の対象額は何パーセントですか。	システム改修補助金の対象となる経費につきましては、満額補助いたします。
3	オンライン決済で宿泊税を徴収した場合に、宿泊施設から出す領収書にも宿泊税は記載しますか。	宿泊税を徴収した際の領収書に宿泊税を記載していただければと存じます。ご質問いただいたケースでは、宿泊施設での明細に宿泊税の記載は不要です(オンライン決済の領収書に宿泊税が記載されている必要があります)。
4	県税と町税の納付は、一括して軽井沢町に行く形でよろしいでしょうか。また、一括にする場合宿泊税の内訳(例えば県税〇〇円、町税〇〇円)を記載する必要がありますか。	町へ一括で納付していただく形となります。内訳については記載する必要はございませんので、合計額で「宿泊税〇〇円」と記載してください。
5	申告納入の際に提出する月計表には、何が記載してあれば問題ないでしょうか。	下記の内容が記載してあれば任意の様式で問題ございません。 ①申告の前提となる宿泊行為があった年月 ②証票番号(宿泊税特別徴収義務者証票の右上にある番号を記載) ③施設の名称又は届出番号 ④対象年月における課税対象の宿泊数(税区分ごと)及び課税対象外の宿泊数を日ごとに記載 ※課税対象外の内訳として、(1)1人1泊6千円未満、(2)課税免除(うち外国大使等課税免除)をそれぞれ記載

番号	ご質問内容	回答内容
6	領収書に宿泊税はどのようなかたちで記載すればよいでしょうか。	<p>宿泊税の名称とその額の表示をお願いいたします。</p> <p>※日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。</p> <p>※宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の対象となる場合がありますのでご注意ください。</p>
7	特別徴収義務者に該当する施設を軽井沢町からホームページ等へ掲載してもらえないか。	<p>ホームページへの掲載は致しません。</p> <p>特別徴収義務者として認定された場合には、登録証を発行させていただきます（日本語・英語表記）。</p> <p>なお、県では、総務省からの事務連絡の趣旨(デジタル社会の実現に向けた構造改革)やゴルフ場利用税の取扱いを参考に、特別徴収義務者に係る情報の公表をする方向で検討しています。</p>
8	<p>特別徴収義務者としての登録の際に提出する「宿泊料金がわかる書類」について</p> <p>①税込みでも税抜きでもよいのか</p> <p>②素泊まりの料金を記載していない場合どうするのか</p> <p>③経由するサイトによって料金が変わる場合どうしたらよいのか</p>	<p>①問題ございません。</p> <p>②素泊まりの料金を補足で記述してください。なお、ホームページ等へ掲載する必要はありません。</p> <p>③各サイトの料金表等を印刷する必要はありません。</p> <p>施設ホームページの宿泊料金を確認できる書類（すべてのページを印刷することが困難（又は煩雑）な場合、該当ページのURL等を記載したものを）を提出いただき、また、宿泊料金の掲載がOTAのみであれば、代表的なサイトの料金表などの提出で構いません。</p>
9	特別徴収義務者としての登録の際に提出する「宿泊に係る契約書面」について、約款など用意していないのですが、どうしたらよいでしょうか。	<p>宿泊契約の申込みや宿泊契約の成立（又は契約を拒否する場合）等に関する規定（定め）が確認できる書類の提出をお願いします。もし、そのような規定を全く定めていない場合は、その旨を申請書に記載して提出してください。</p>

番号	ご質問内容	回答内容
10	<p>今の段階では特定宿泊施設に該当するが、今後、価格変更をして特別徴収義務者になった場合、いつまでに申請をする必要がありますか。</p> <p>また、事前に料金改定を見越して特別徴収義務者として登録しておいても良いものでしょうか。</p>	<p>料金を改定した場合、改定後10日以内に特別徴収義務者としての登録申請をしていただく必要があります。</p> <p>また、特別徴収義務者として登録していただくと、毎月の申告が必須となってまいりますので、料金改定が確定した際に早めに町へご相談いただければと存じます。</p>
11	<p>システム改修補助金の申請は、特定宿泊施設でもできますか？</p>	<p>システム改修補助金の申請は、特別徴収義務者へ登録することの誓約をした方に限らせていただいております。</p> <p>システム改修ではなく、県が行っているシステムの新規導入についての補助金につきましては、特別徴収義務者に限定したものではないため、もし新たに導入する場合には、そちらをご確認ください。詳細は県HPをご確認ください。（受付期間が決まっているためご注意ください）</p> <p><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/dx_top.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/dx_top.html</a></p>

番号	ご質問内容	回答内容
12	OTAに支払う手数料は宿泊税の対象になりますか。	<p>宿泊施設が宿泊料金の一定割合を宿泊予約サイトに手数料として支払う場合は、<b>手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。</b></p> <p>ただし、下記の場合は例外として対応します。</p> <p>①宿泊施設が「ゲストサービス料」をゲストから一旦徴収しOTAに支払うケースも含め、<b>「ゲストサービス料」は宿泊税における宿泊料金には含めずに取り扱います。</b></p> <p>※宿泊税における宿泊料金の定義は「宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額」のため、「ゲストサービス料」といったものはOTAがゲストから徴収するものであり、宿泊税における宿泊料金には当たらないものと考えられます。</p> <p>②前提として、宿泊税における宿泊料金に食事代は含めませんが、<b>食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊税における宿泊料金とします。</b></p> <p><b>例①食事代の除外ができる（宿泊料金と食事代を分けられる）場合</b>  ⇒ 宿泊料金に係る手数料相当分を宿泊料金に含める取扱いとし、<b>食事代に係る手数料相当分は宿泊料金に含めません。</b></p> <p><b>例②食事代の除外ができない（宿泊料金と食事代を分けられない）場合</b>  ⇒ <b>食事代を含む料金全額を宿泊料金とするため、手数料相当分の按分はせず、手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。</b></p>

番号	ご質問内容	回答内容
13	収納が遅れた際の罰則について詳しく教えてください。	<p>宿泊税条例において、収納が遅れた際に適用される罰則はございません。</p> <p>ただし、①納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、地方税法に基づき、納入日までの日数に応じ延滞金がかかります。②納期限を過ぎてから納入した税額があった場合に、報償金の交付率を変更することを検討しています。</p>
14	宿泊がキャンセルとなった場合、宿泊税はお返しする必要がありますか。	<p>宿泊という行為がなかった場合には、宿泊税は徴収できません。そのため、事前に頂戴していた場合にはお返しいただく形となります。</p>
15	消費税は領収書へ記載することが義務付けられていますが、宿泊税の記載も義務でしょうか。領収書へ記載しなかった場合、罰則等がありますか。	<p>領収書等の表示について、宿泊税額を記載しない場合に宿泊税条例に基づく罰則はありませんが、消費税の取扱いの中で、領収書等に明確に記載されていない税額は消費税の課税標準に含まれることになるため（消費税の課税対象として含まれてしまう）、宿泊税の名称とその額の表示をお願いしています。</p>
16	外国大使等による課税免除はありますか。また、その場合の課税免除の証明はどのように管理しますか。	<p>・町から承認を受けた（※）課税免除対象施設における宿泊で、宿泊に際して外国の大使等から証明書（免税カード）の提示があった場合のみ課税免除となります。</p> <p>※宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「外国大使の課税免除施設承認申請書（仮称）」により、事前に町に対して申請してください。詳しい申請方法等については町までお問い合わせください。</p> <p><b>（注）この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者の方のみです。</b></p> <p><b>（注）宿泊に係る消費税が免除となる場合に限り、宿泊税も課税免除となります</b></p> <p>・「外国公館等用免税購入表」など消費税が免除となっていることが確認できる書類を宿泊施設で5年間保存してください。なお、町への提出は不要です。</p>

番号	ご質問内容	回答内容
17	登記事項証明書について、原本での提出が必要ですか。 また、町内に複数施設を経営している場合、施設ごとに原本の提出が必要ですか。	・ 写しで問題ありません。また、申請書に記載いただいた内容が確認できるものであれば、新たに取得した書類である必要はありません。 ・ 複数施設分の登録申請書を同時にご提出いただく場合、共通の添付書類は1部提出で構いません。